

# 国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

## 1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、それぞれの国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、生の数値を直接に比較することができない場合がある。

賃金を例にとってみよう。諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当りに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は我が国に対して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

## 2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の性能は異なる。そのとき、性能の良い自動車の価格は低く、性能の良い自動車の価格は高いことは言うまでもない。

国により個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様のことがいえる。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成・教育水準や産業構造等様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。この資料集においてもそのような労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法によっては困難である。

## 3. 制度の違い

制度といった場合には次の2つがある。1つは政府による法的な規制、もう1つは法的に規制されていないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、その社会の中で定着し存続している取引様式である。

前者については、制度が統計数字に影響を与える場合がある。例えば、最低賃金制をとってみよう。国によって最低賃金の水準が異なれば、国による統計上の賃金水準への影響も異なるはずである。また、労働時間に対しては各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響していることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する

傾向がある。よって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引様式が長期に渡って存続している場合、それはだれかに強制されて存在するわけではなく、取引当事者双方にとって都合が良いからである。従って、そのような制度が与件となって統計数字に影響を与えるわけではなく、国による制度も統計数字も内生的に決定されていると考えるべきであろう。そうするとこのような意味での制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いということになる。

制度の違いといった場合、以上の2つは区別する必要がある。

#### 4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。しかし、為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）が大きくファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在する。購買力平価については、OECD等で推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バケットの違い）、国による財品質の違いの問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくる。よって、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。各国間で、金額を比較するには、為替レートより購買力平価のほうが望ましいものの、そのような恣意性が伴うためこの資料集では為替レートを使用している。